

社会福祉法人旭福社会
旭市北部地域包括支援センター運営規程

第1条 （趣旨）

この規定は、旭市が設置し、社会福祉法人旭福社会が受託運営する旭市北部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業等の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定めるものとする。

第2条 （事業の目的）

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

第3条 （運営の方針）

センターは、次の方針に基づき事業運営を行うものとする。

- （1）地域の住民が住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して続けていけるよう、各専門職員（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員、歯科衛生士）の連携による総合的な支援を行う。
- （2）高齢者の自立促進のために介護予防を重視し、その人らしい生活を大切にした介護予防マネジメントを行う。
- （3）利用者の利益を最優先に考え、公正中立な立場で事業運営を行う。
- （4）包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、関係機関や地域とのネットワーク作りに努める
- （5）自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第4条 (事業所の名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人旭福社会
旭市北部地域包括支援センター
- (2) 所在地 千葉県旭市秋田1689番2

第5条 (職員の職種、員数)

職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 保健師または、地域保健等に関する経験のある看護師
1人以上
- (3) 主任介護支援専門員 1人以上
- (4) 社会福祉士 1人以上
- (5) 歯科衛生士 1人以上
- (6) 事務職 1人以上

第6条 (営業日及び営業時間)

事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月
31日～1月3日は除く。
- (2) 実施時間 午前8時30分から午後5時15分までとす
る。

第7条 (主な事業内容)

センターは、包括的支援事業等として次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)
- (2) 総合相談・支援事業
- (3) 権利擁護事業
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

センターは、市と協力して次に掲げる事業を行う。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業
- (2) 認知症総合支援事業
- (3) 生活支援体制整備事業
- (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (5) 地域ケア会議推進事業に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、旭市長が必要と認める事業

第8条 (通常の実業の実施地域)

通常の実業の実施地域は、旭市北部（旭地域（豊畑小・琴田小・干潟小・共和小学校区）・干潟地域）とする。

第9条 (個人情報保護)

事業所及び、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。

第10条 (記録の整備)

事業所は利用者に対するサービスの提供に係る記録を整備し、その完結日から5年間保存する。

第11条 (苦情処理)

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、

苦情受付窓口の設置や第三者委員の選任をするなど必要な措置を講じる。

第12条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するために担当職員に対する研修の実施
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 3 その他虐待防止のために必要な措置
- 4 前3項に掲げる処置を適切に実施するための担当者の設置

第13条（身体拘束等の原則禁止）

事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのほかの利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第14条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、地域包括支援センター業務を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条 (衛生管理等)

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第16条 (ハラスメント対策等)

事業所は、適切な地域包括支援センター業務を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第17条 (その他)

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

指定居宅介護予防支援事業所運営規程

第3条 (目的)

社会福祉法人旭福社会が開設する社会福祉法人旭福社会指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護予防支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある者（以下「要支援者」という。）に対し、適正な指定居宅介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所は、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、生活全般にわたる予防支援の提供に努めるものとする。

- 2 事業所の利用者（以下「利用者」という。）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、他の指定居宅介護予防支援事業者、総合事業サービス事業者、介護保険施設、地域包括支援センター、その他の地域の保健、医療及び福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の

措置を講じる。

- 6 事業所は、指定居宅介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

第3条 (事業所の名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人旭福社会 指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 旭市秋田1689番2

第4条 (職員の職種、員数)

職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 保健師または、地域保健等に関する経験のある看護師
1人以上
- (3) 主任介護支援専門員 1人以上
- (4) 社会福祉士 1人以上
- (5) 歯科衛生士 1人以上
- (6) 事務職 1人以上

第5条 (営業日及び営業時間)

事業の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

- (2) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日～1月3日は除く。
- (2) 実施時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

第6条 (指定居宅介護予防支援の提供方法及び利用料)

事業所は、利用者の能力及び置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題

を把握するとともに、利用者及びその家族の要望並びに把握した課題に基づき、介護予防サービス・支援計画を作成する。

- 2 事業所は、指定居宅介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービス・支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行うものとする。
- 3 作成した介護予防サービス・支援計画の総数のうち、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与及び地域未着型予防通所介護（以下、この号において「介護予防訪問介護等」という）がそれぞれ位置付けられた介護予防サービス計画書の数が占める割合並びに事業所において作成された介護予防サービス計画に位置付けられた介護予防訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅介護予防事業所又は指定地域密着介護予防サービス事業所によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名（記名押印）を受けものとする。
- 4 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

第7条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、旭市北部（旭地域（琴田小・干潟小・共和小・豊畑小学校区）・干潟地域）とする。

第8条 （個人情報保護）

事業所及び、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得

ることとする。

- 4 事業所は、サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。

第9条 （記録の整備）

事業所は利用者に対するサービスの提供に係る記録を整備し、その完結日から5年間保存する。

第10条 （苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員の選任をするなど必要な措置を講じる。

第11条 （事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対する指定居宅介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第12条 （虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図

る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

第13条 (業務継続計画の策定等)

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条 (衛生管理等)

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (5) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (6) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

第15条 (ハラスメント対策等)

事業所は、適切な指定居宅介護予防支援の提供を確保する観点か

ら、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第16条 (その他)

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。